Q6-9 休暇請求に関する規定を説明してください。

年次有給休暇以外の休暇は労働基準法、男女就業平等法、労働者休暇規則などにより、以下のように定められています。

下のように定められています。				
種類	休暇理由	上限日数	賃金等支給	
公的休暇	会社の指示による業務、トレーニング、兵役、公民権の行使、も しくはその他法規命令により付与される場合	実日数	通常賃金水準による支給	
結婚休暇	労働者本人の結婚の 場合	8 日	通常賃金水準による支給	
公的傷病休暇	労働者が労働災害により、後遺症、傷害または疾病のため、治療または休養が必要な場合	業務ができない実 日数	通常賃金水準による支給	
自己都合休暇	労働者が自ら処理しな ければならない事情が ある場合	14 日	無給	
ファミリーケア 休暇	労働者の家族が予防 接種、重大な疾病、そ の他の重大な事故によ り、労働者自らが付き 添わなければならない 場合	7日 (取得した日数は 自己都合休暇の 日数計算に加え る)	無給	
普通傷病休暇	労働者が労働災害以外の一般的な傷害、疾病または健康上の理由で治療または休養が必要な場合	1 入院し年間 1 入院し年間 1 30日 2 入院間で 2 入にのでする。 3 入院にしている。 4 年 3 入院にはないがある。 3 入院にはないがある。 5 でのである。 5 でのでのである。 5 でのである。 5 でのである。 5 でのである。 5 でのである。 5 でのである。 5 でのでのでのである。 5 でのでのでのである。 5 でのでのでのでのでのでのである。 5 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	1年間で30日以下は賃金 の半額を支給し、労働者 保険普通傷病給付が賃 金の半額未満の場合は、 雇用者が補填しなくては ならない	
	癌の外来治療または 妊娠中の安静休養の 期間	上記②の日数計 算に加える。		
生理休暇	女性労働者が生理に より業務が困難な場合	1か月に1日 (年間3日を超え る日数は普通疾 病休暇の日数計 算に加える)	普通傷病休暇の規定に 基づく	
忌引休暇	父母、養父母、継父母 または配偶者を亡くし た者 祖父母、子供または配	8日	通常賃金水準による支給	
	偶者の父母、配偶者の			

	養父母もしくは継父母を亡くした者 曽祖父母、兄弟姉妹または配偶者の祖父母を亡くした者	3日	
出産・ 付添休暇等	出産前後の女性労働 者	8 週	1. 出産休暇期間は暦日 で連続計算
	妊娠3か月以上で流産 した者	4 週	2. 出産および妊娠 3 か 月以上で流産した場
	妊娠2か月以上3か月 未満で流産した者	1 週	合、通常通りの賃金 支給。ただし、勤務年
	妊娠2か月未満で流産 した者	5日	数が 6 か月未満の従 業員については、半 額支給 3. 3 か月未満の流産の 場合は無給
	妊婦検診	妊娠期間に5日	通常賃金水準による支給
	労働者が配偶者の出 産に付き添う場合	5日	通常賃金水準による支給
	育児休暇	勤務満6か月後、 子女が3歳に達す る日までに最大2 年	無給